

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

公正取引委員会

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をとりまとめたので、公表する。

1 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図った。

2 環境配慮契約の締結状況

- (1) 「自動車の賃貸借」に係る契約について、入札価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施し、自動車1台の購入について環境配慮契約を締結した。
- (2) 「電気の調達」、「船舶の調達」、「省エネルギー改修事業（ESCO 事業）」、「建築物の設計」、「建築物の維持管理」、「建築物の改修」並びに「産業廃棄物の処理」に係る環境配慮契約について、該当する案件はなかった。